

働きやすい職場環境づくりセミナー

カスタマーハラスメント 対策セミナー

～カスハラ防止対策の必要性と対策のポイント～



MS&AD 経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー

講師 青木めぐみ氏

プロフィール

社会保険労務士、ハラスメント防止コンサルタント、
産業カウンセラー

損保会社に入社後、営業推進、DX推進、採用業務など
に従事後、現所属。

働き方改革、ハラスメント対策、女性活躍推進等の
様々なテーマで経営者向けセミナーや企業内研修の講師
を務めるほか、人事労務関連の企業リスクに対する個別
アドバイスを行っている。

カスタマーハラスメントは従業員の就業環境の悪化や企業イメージの低下につながるなど、企業にとっても大きな経営課題です。

2025年に法改正が成立し、2026年10月1日から全企業にカスハラ対策が義務化されました。未対応の場合、行政指導や企業名公表といったリスクに直面するだけでなく、安全配慮義務違反や従業員の離職・採用難という経営上の問題にもつながります。

一方、企業がカスハラ対策を進めることは、従業員を守るという強い意思表示にもなるとともに、人材確保が難しい中、離職者を減らすという効果も期待できます。

本セミナーでは、法改正によりカスハラ防止対策として企業に求められること、対応マニュアル作成時の注意点、法改正に伴う就業規則見直しのポイントなどについて説明いたします。

ぜひ本セミナーにご参加ください。

セミナーのポイント

＜主な内容＞

- カスハラ放置が与える影響と企業リスク
- カスハラとクレームの違い
- 法改正の内容と企業に求められる対策
- 企業における対応マニュアル作成時の注意点
- 法改正に伴う就業規則見直しのポイント
- 10月1日施行「求職者に対するセクシャルハラスメント対策の義務化」について

日時

令和8年 **11.25** 水
14:30～16:15 受付開始
14:00

定員

50名

※応募者多数の場合は市内中小企業優先の抽選
※会場の都合上、1社につき1名の参加とさせていただきます。

会場

福井県生活学習館（ユー・アイふくい）
学習室 301 + 302
（〒918-8135 福井市下六条 14-1）

締切日

令和8年 **11.13** 金

申込方法は裏面をご確認ください

主催

福井市

共催

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

問合せ

福井市商工労政課 TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323 E-mail: syoukou@city.fukui.lg.jp

協力

福井県／福井商工会議所／福井県経営者協会／福井県商工会連合会／福井県中小企業団体中央会